

表之免由ハ今後野田ニ移シ使用之便ニ依下ニ工ト限ラズ而シテ
指券ノ例ノ移束物以テ内債ニ二千余名中強硬大ノ相澤長氣
等四五名迄之ニ付私ハ七百餘名程ヲ過リサシク以テ日ナク之カ移
束ノ尚壞ニシト異觀ノ体ナリ

一 既報指券之例移束ノ移却迄縣工長分ニ從ヒ指券文ヲ本十六日
午前十時

- 旧志守市卸代表 神戶銀行部
- 旧 市卸代表 加藤源次郎
- 指券之代表 室津 一泉
- 細田 銀一

ハ曰ク代表シ空市重信堂ヲ訪問申立テ之カ廿八日午後
重役今福ノ指券決定ニ從テハ指券之例ハ之カ廿九日
將又渡付之ニ要ル如由内ニ由テ之カ廿九日觀測シ之カ午後

準備トシテ申立ル所トシテ事務所橋上ニ移却申立テ
之カ廿九日指券之例ハ之カ廿九日午後
申立書受理

- 旧 田中 榊 榊野孫左衛門 必書一五
- 旧 別指揮 榊林 大業 必書一五
- 旧 倉之 榊 相澤長氣
- 旧 倉之 榊 安達三三郎 細田銀一 澤田武定
- 旧 倉之 榊 室津源次郎 新村位平 榊林一三
- 旧 倉之 榊 榊 健

- 旧 倉之 榊 榊 健
- 旧 倉之 榊 榊 健
- 旧 倉之 榊 榊 健
- 旧 倉之 榊 榊 健
- 旧 倉之 榊 榊 健